

介護休暇

現行

(1) 概要

- 要介護者（※）の介護のため勤務しないことが相当である場合の無給休暇
※ 2週間以上負傷・疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある対象家族
- 全日の休暇及び時間単位の休暇（～4時間）が取得可能
[民間労働法制では介護休業に相当]

(2) 対象家族

- 同居不要：配偶者、父母、子、配偶者の父母
同居必要：**祖父母、孫、兄弟姉妹、**
父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

(3) 休暇の期間

- 最初の承認の日から連続する6か月**の範囲内（要介護状態ごと）

(4) 承認・請求手続

- ①必要事項と介護休暇を取得しようとする日を休暇簿に記入、請求
※ 1日から請求可能だが、初回請求時は2週間以上まとめて請求
休暇を取得しない日も含め、暦日で2週間分の予定を立てて請求する
- ②各省各庁の長は、公務の運営に支障がない場合は承認
- ③以後、6か月の期間内で職員が休暇を都度請求（①②同様。休暇簿使用）

緩和

分割可能

2段階化

改正後

(1) 概要

現行同様

(2) 対象家族

- 同居不要：配偶者、父母、子、配偶者の父母、**祖父母、孫、兄弟姉妹**
同居必要：父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

(3) 休暇の期間

- 通算6か月までの3回以下の期間（指定期間）**内（要介護状態ごと）
※指定期間は、職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定（3参照）

(4) 承認・請求手続

- ①必要事項と休暇取得を希望する期間（指定期間）を休暇簿に記入、申出
- ②各省各庁の長は、**原則職員の申し出た期間を指定期間として指定**
- ③介護休暇を取得しようとする日を休暇簿に記入して提出、請求
※ 1日から請求可能だが、**各指定期間の**初回請求時は2週間以上まとめて請求
休暇を取得しない日も含め、暦日で2週間分の予定を立てて請求する
- ④各省各庁の長は、公務の運営に支障がない場合は承認
- ⑤**以後、指定期間**内で職員が休暇を都度請求（③④同様。休暇簿使用）

介護時間（新設）

（1）概要

- 要介護者の介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合の無給休暇
- 民間労働法制では所定労働時間の短縮措置に相当

（2）対象家族

※改正後の介護休暇と同様

- 同居不要：配偶者、父母、子、配偶者の父母、**祖父母、孫、兄弟姉妹**
- 同居必要：父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

（3）休暇の期間

- 最初の承認の日から連続する3年の期間内（要介護状態ごと）
※指定期間は除く。

（4）承認・請求手続

- ①必要事項と介護時間を取得しようとする日・時間を休暇簿に記入、請求
※1日から請求可能だが、できる限り多くの期間についてまとめて請求する
- ②各省各庁の長は、公務の運営に支障がない場合は承認
- ③日時を変更する場合は、取消し又は追加で承認（休暇簿を使用。）

介護のための超過勤務の免除（新設）

（1）概要

- 要介護者の介護をする職員が請求した場合、超過勤務（※）をさせない
※災害等避けることのできない事由による臨時の勤務を除く
- 公務の運営に支障がある場合は除く

（2）対象家族

※改正後の介護休暇と同様

- 同居不要：配偶者、父母、子、配偶者の父母、**祖父母、孫、兄弟姉妹**
- 同居必要：父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

（3）請求の単位

- 1年単位又は月単位（1年未満に限る）

（4）承認・請求手続

- ①必要事項と請求する期間を超過勤務制限請求書に記入、請求
- ②各省各庁の長は、公務の運営の支障の有無について速やかに職員に通知

その他

- 短期介護休暇、フレックスタイム制、早出遅出勤務、深夜勤務の制限及び超過勤務の制限について、介護休暇と同様に対象家族の同居要件を緩和。